

土木工事設計変更ガイドライン

香川県 土木部

目次

1. 設計変更ガイドライン策定の背景	1
2. 設計変更が不可能なケース	3
3. 設計変更が可能なケース	4
4. 設計変更手続きフロー（約款第18条関係）	6
5. 設計変更手続きフロー（約款第20条関係）	7
6. 関連事項（指定・任意の使い分け）	8
【参考】	
◆香川県工事請負契約約款（関係条項抜粋）	9
◆香川県土木工事共通仕様書（関係条項抜粋）	17

1. 設計変更ガイドライン策定の背景

(1) 土木請負工事の特性

土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。



当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。

(2) 工事の請負契約とは

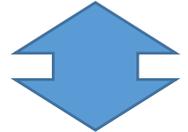
発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、公式な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。



発注者と受注者の立場は、「対等である」という相互認識が必要。

(3) 発注者・受注者の留意事項

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。



受注者は工事の着手にあたって、香川県土木工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)に基づき設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し進めることが重要である。

(4) 設計変更の現状

- 契約図書に明示されている内容と実際の現場条件が一致しない場合には、香川県工事請負契約約款(以下「約款」という。)の関連条項に基づき、設計図書に明示した事項を変更し、併せて金額変更が必要となるケースがある。
- 明示すべき前提条件が不明確であるために、その変更対応が問題となっているケースがある。

(5) 適切な設計変更の必要性

改正品確法に発注者の責務として、「仕様書及び設計書の作成事務を適切に実施しなければならない」とあり、そのために「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

改正品確法の基本理念である「将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の確保」のためには、受注者が適正な利潤を確保することが必要であり、その取組みのひとつが適切な設計変更である。

(6) ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

2. 設計変更が不可能なケース

◆下記のような場合においては、原則として設計変更できない。

(1) 約款及び共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合

- ① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者との「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工した場合。ただし約款第26条（臨機の措置）の場合はこの限りではない。
- ② 発注者との「協議」を行っているが、回答（指示）の前に施工した場合。
- ③ 口頭のみでの指示・協議など、正式な書面によらずに施工した場合。ただし緊急を要する場合はこの限りではない（後日書面による整理が必要）。

(2) 「承諾」で施工した場合

※承諾とは受注者が自らの都合による施工方法等について監督職員に同意を得るものである。

(3) 仮設、施工方法等の工事目的物を完成させるための手段に関する変更の場合（約款第1条第3項）。ただし、指定仮設の場合および現場条件が一致しない場合を除く。

3. 設計変更が可能なケース

◆下記のような場合においては、所定の手続きを踏むことにより設計変更が可能である。

(1) 約款第18条に該当（条件変更等）

① 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合（第1項第1号）

② 設計図書に誤り又は脱漏がある場合（第1項第2号）

例) 設計書の材料の規格が明らかに誤っている。

例) 図面に設計寸法の明示がない。

③ 設計図書の表示が明確でない場合（第1項第3号）

例) 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確。

例) 水替工実施の記載はあるが、運転条件等の明示が不明確。

④ 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（第1項第4号）

例) 設計図書に明示された地形・土質が現地条件と一致しない。

例) 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない。

例) 新たな制約等が発生した場合。

⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じた場合（第1項第5号）

例) 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった。

例) 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった。

(2) 約款第19条に該当（設計図書の変更）

発注者から設計図書の変更に係る指示があった場合。

(3) 約款第20条に該当（工事の中止）

受注者の責に帰すことができない自然的または人為的事象により、受注者が工事を施工できないと認められる場合。

例) 埋蔵文化財の調査のため、工事の施工ができない。

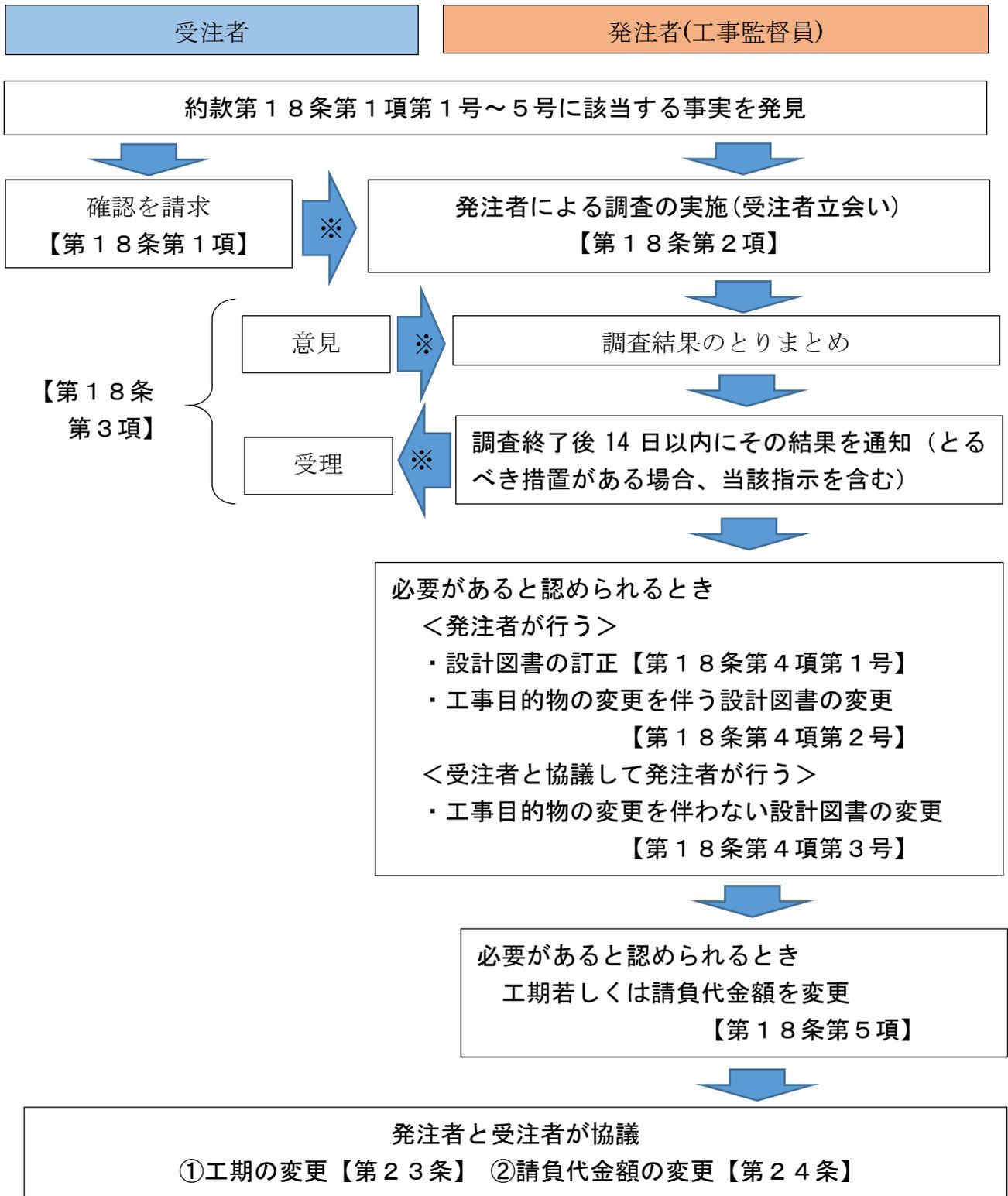
(4) その他、約款の規定に該当

約款では、前記の条文の他、第8条（特許権等の使用）、第15条（支給材料及び貸与品）、第17条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）、第21条（受注者の請求による工期の延長）、第22条（発注者の請求による工期の短縮等）、第25条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）、第26条（臨機の措置）、第27条（一般的損害）、第29条（不可抗力による損害）、第34条（部分使用）で設計・契約変更する場合がある。

(5) 共通仕様書第1編 1-1-3「設計図書の照査」の範囲をこえるもの

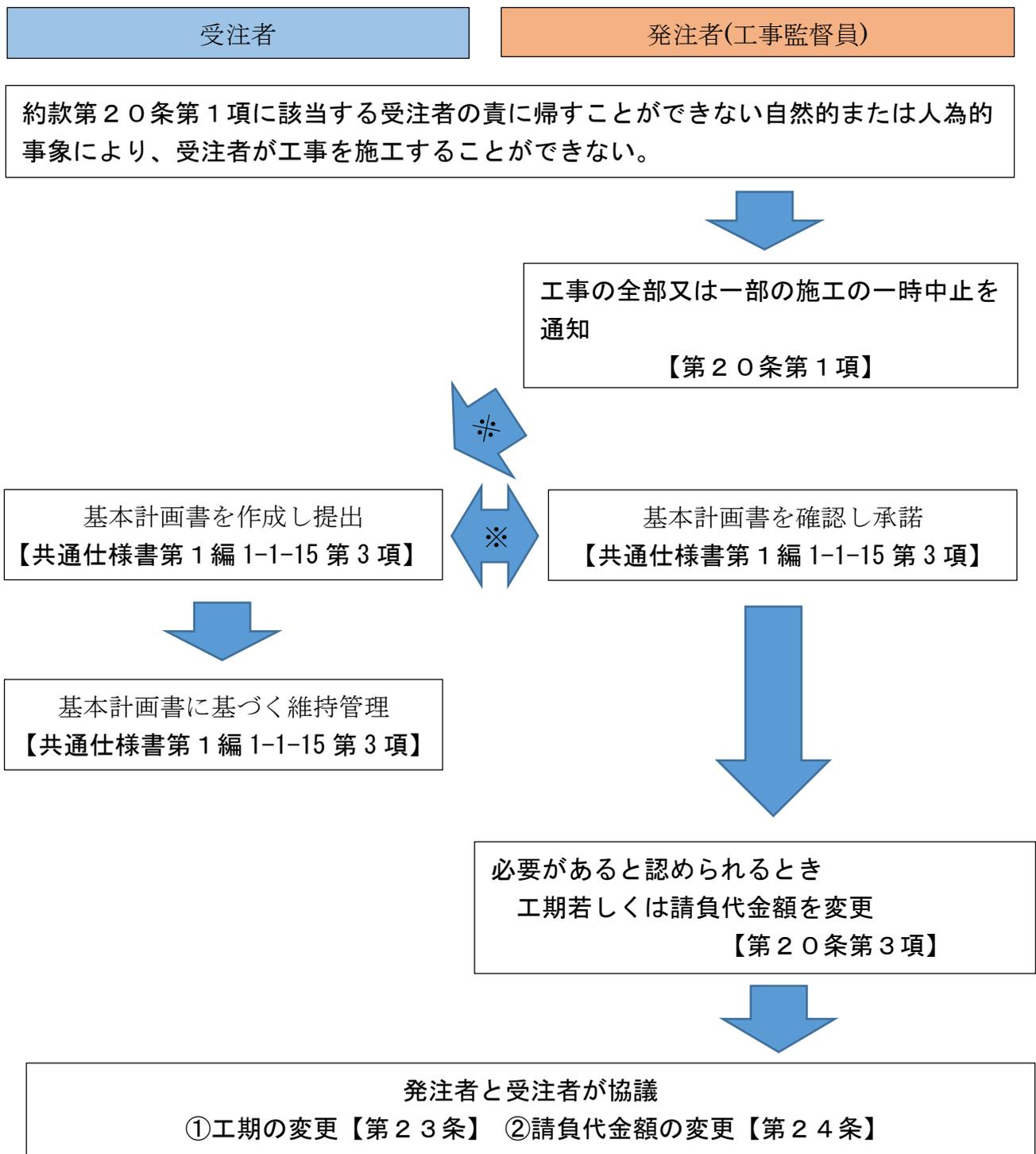
受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を発注者の指示により実施する場合。

4. 設計変更手続きフロー（約款第18条関係）



※ 工事打合せ簿による。

5. 設計変更手続きフロー（約款第20条関係）



※ 工事打合せ簿による。

6. 関連事項（指定・任意の使い分け）

◆基本事項

指定・任意については、約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

1. 指定については、工事目的物を施工するに当たって、設計図書で指定したとおり施工を行わなければならない。
2. 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
3. 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現地条件が一致しない場合は変更できる。

◆指定と任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等を具体的に指定する	施工方法等を具体的には指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする （承諾により施工した場合は設計変更の対象としない）	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする （承諾により施工した場合は設計変更の対象としない）	設計変更の対象とする

【参 考】

◆香川県工事請負契約約款 改正平成 27 年 3 月 31 日告示第 119 号（関係条項抜粋）

第 1 条（総則）

3. 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（第 8 条において「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

第 8 条（特許権等の使用）

1. 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第 15 条（支給材料及び貸与品）

1. 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
2. 工事監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者はその旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
3. 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
4. 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第 2 項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり、使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5. 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
6. 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
7. 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
9. 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
11. 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、工事監督員の指示に従わなければならない。

第17条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

1. 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、工事監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が工事監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められる場合にあっては工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼした場合にあっては必要な費用を負担しなければならない。

第18条（条件変更等）

1. 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに工事監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない

こと。

- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
2. 工事監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 3. 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 4. 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書の訂正を行う場合にあっては、発注者が行うこと。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、工事目的物の変更を伴う設計図書の変更を行う場合にあっては、発注者が行うこと。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、工事目的物の変更を伴わない設計図書の変更を行う場合にあっては、発注者と受注者とが協議して発注者が行うこと。
 5. 発注者は、前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第19条（設計図書の変更）

1. 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第20条（工事の中止）

1. 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人

為的な事象（第29条において「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2. 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
3. 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備えて工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第21条（受注者の請求による工期の延長）

1. 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
2. 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。
3. 発注者は、前項の工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合において、請負代金額について必要と認められるときは変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第22条（発注者の請求による工期の短縮等）

1. 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
2. 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
3. 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第23条（工期の変更方法）

1. 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
2. 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条第1項又は第2項の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第24条（請負代金額の変更方法等）

1. 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
2. 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
3. この約款の規定により受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第25条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

1. 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
2. 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から発注者が確認した当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この項及び次項において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。次項において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15に相当する額を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
3. 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあっては、

- 発注者が定め、受注者に通知する。
4. 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とする。
 5. 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
 6. 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
 7. 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
 8. 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第26条（臨機の措置）

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ工事監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
2. 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を工事監督員に直ちに通知しなければならない。
3. 工事監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
4. 受注者が第1項前段又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないとして認められる部分については、発注者が負担する。

第27条（一般的損害）

1. 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第50条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

第29条（不可抗力による損害）

1. 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
2. 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第50条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
3. 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
4. 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
5. 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

（1）工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（2）工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額

とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6. 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

第30条（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

1. 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
2. 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第34条（部分使用）

1. 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
3. 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

◆香川県土木工事共通仕様書 平成 25 年 7 月（関係条項抜粋）

第 1 編 1 - 1 - 3（設計図書の照査等）

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、工事監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、工事監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

第 1 編 1 - 1 - 7（工事監督員）

2. 工事監督員の権限の行使

工事監督員がその権限を行使する時は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は工事監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により工事監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

第 1 編 1 - 1 - 15（工事の一時中止）

1. 一般事項

発注者は、約款第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1-1-48臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場合

2. 発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反し又は工事監督員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

3. 基本計画書の作成

前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を工事監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

第1編1-1-16（設計図書の変更）

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

第1編1-1-17（工期変更）

1. 一般事項

約款第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、約款第23条の工期変更協議の対象であるか否かを工事監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、工事監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

2. 設計図書の変更等

受注者は、約款第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して工事監督員と協議しなければならない。

3. 工事の一時中止

受注者は、約款第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して工事監督員と協議しなければならない。

4. 工期の延長

受注者は、約款第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して工事監督員と協議しなければならない。

5. 工期の短縮

受注者は、約款第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して工事監督員と協議しなければならない。

第1編1-1-18（支給材料及び貸与物件）

2. 受払状況の記録

受注者は、支給材料及び貸与物件の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

3. 支給品精算書、支給材料精算書

受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書を工事監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

ない。

4. 要求書

受注者は、約款第15条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書をその使用予定日の14日前までに工事監督員に提出しなければならない。

5. 引渡場所

約款第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は工事監督員の指示によるものとする。

6. 返還

受注者は、約款第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、工事監督員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

7. 修理等

受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に工事監督員の承諾を得なければならない。

第1編 1-1-28 (部分使用)

1. 一般事項

発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。

2. 工事監督員による検査

受注者は、発注者が約款第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、中間検査又は工事監督員による品質及び出来形等の検査(確認を含む)を受けるものとする。

第1編 1-1-45 (不可抗力による損害)

1. 工事災害の報告

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が約款第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を工事監督員を通じて発注者に通知しなければならない。

2. 設計図書で定めた基準

約款第29条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

(2) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。

①24 時間雨量(任意の連続24 時間における雨量をいう。)が80mm 以上

②1 時間雨量(任意の60 分における雨量をいう。)が20mm 以上

③連続雨量(任意の72 時間における雨量をいう。)が150mm 以上

④その他設計図書で定めた基準

(3) 強風に起因する場合

最大風速(10分間の平均風速で最大のものをいう。)が15m/秒以上あった場合

(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合

(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3. その他

約款第29条第2項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び約款第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

第1編 1-1-46 (特許権等)

1. 一般事項

受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を約款第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、工事監督員と協議しなければならない。

第1編 1-1-48 (臨機の措置)

1. 一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに工事監督員に通知しなければならない。

2. 天災等

工事監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象(以下「天災等」という。)に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

土木工事設計変更ガイドライン 第1版 平成28年3月22日

技術企画課 積算管理グループ